

愛知県生徒指導推進協議会の協議題について

このことについて、別紙資料に基づき報告します。

平成24年4月16日

義 務 教 育 課

平成24年度 愛知県生徒指導推進協議会協議題について

協議題 スクールカウンセラーを活用した生徒指導のあり方

1 設定理由

ア 本県の生徒指導の現状

平成22年度の生徒指導上の諸問題調査では、小・中学校におけるいじめ・不登校や暴力行為等の問題行動の内容は、より複雑化するとともに、低年齢化が懸念される状況にある。深刻化している問題行動事案の中には、一部の教員のみでの対応や、関係機関との情報共有不足により、対応が遅れたことに起因するものが少なくない。問題行動の未然防止、早期発見・早期対応に向け、学級・学年の垣根を越え、家庭や関係機関と連携しながら、学校全体での取組を推進していくための体制づくりや教職員の意識改革が求められている。

イ スクールカウンセラー設置事業の経緯

平成13年度から中学校を対象に開始した本県のスクールカウンセラー設置事業は、平成19年度には中学校への全校配置を完了し、以降、小学校への拠点校配置の拡充を図ってきた。相談件数は年々増加し、平成20年度に小・中学校で6万件程度であった相談が、22年度には8万4千件を超えた。教育相談の必要性が高まる中、平成24年度は、小学校4校に対して1名のスクールカウンセラーを配置できる環境が整った。また、より一層の教育相談体制の充実に向け、スーパーバイザーを配置する。これを機に本県の生徒指導の実態を踏まえたスクールカウンセラーの役割を見直したい。

ウ スクールカウンセラーの活用状況における課題

相談内容は、不登校やいじめ、友人関係、心身や家庭の問題など、多様化している様子がうかがえる。これに伴い、幅広い児童生徒理解に支えられた、カウンセリング感覚のある教職員の指導援助の必要性が一層増している。

学校においては、スクールカウンセラーによる相談件数は増えているものの、その活用が、すでに問題を抱えている児童生徒やその保護者、教職員への教育相談に偏っている学校側の意識の問題が考えられる。問題行動の未然防止の視点からのスクールカウンセラーの活用のあり方を具体化し、提案していく必要がある。

エ 期待される成果

スクールカウンセラーの役割や活用のあり方を明らかにすることにより、問題行動の未然防止をすすめる生徒指導体制の構築が期待できる。

2 検討すべき協議事項

- ・ すでに学校が抱えている問題行動の解決に留まらず、問題行動の未然防止を積極的にすすめるスクールカウンセラーの役割とはどのようなものか。
- ・ 問題行動の発生しにくい学校づくりをすすめる生徒指導体制を構築するためのスクールカウンセラーの有効かつ具体的な活用とはどのようなものか。
- ・ スクールカウンセラーの役割や活用のあり方を県内の教職員、スクールカウンセラーに広く周知するための具体的な手立てを検討する。